

## 鉛健康診断の説明

鉛健康診断は、次によりその実施が義務づけられています。

### (1) 対象者 (安衛令第 22 条第 1 項第 4 号、別表第 4)

次の鉛業務に常時従事する労働者が対象となります。ただし、遠隔操作によって行う隔離室における業務は除かれます (安衛令第 22 条第 1 項第 4 号)。

なお、鉛健康診断は、鉛または鉛化合物の種類と鉛業務によって規定されています。鉛化合物は次のとおりです。(昭和 47 年労働省告示第 91 号「安衛令第 18 条第 24 号および別表第 4 第 6 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する鉛化合物を定める告示」)

酸化鉛	水酸化鉛	塩化鉛	炭酸鉛	珪酸鉛 <sup>けいさん</sup>	硫酸鉛	クロム酸鉛
チタン酸鉛	硼酸鉛 <sup>ほうさん</sup>	砒酸鉛 <sup>ひさん</sup>	硝酸鉛	酢酸鉛	ステアリン酸鉛	

### (2) 実施時期

鉛健康診断は、雇入れ時、当該業務への配置替え時およびその後 6 か月以内ごとに 1 回、定期に実施しなければなりません。

### (3) 健康診断項目

#### 【必ず実施すべき事項】

- ① 業務の経歴の調査
- ② 作業条件の簡易な調査
- ③ ・鉛による自覚症状および他覚症状の既往歴の調査  
・血液中の鉛の量および尿中のデルタアミノレブリン酸の量の既往の検査結果の調査
- ④ 鉛による自覚症状または他覚症状と通常認められる症状の有無の検査  
(次ページ「◆自覚症状または他覚症状」欄 1～10 の症状)

⑤ 血液中の鉛の量の検査※

⑥ 尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査※

※前回の健康診断時に受診していて、かつ、医師が必要でないと認める場合に省略できる。

#### 【医師が必要と認めた場合に行う項目】

- ⑦ 作業条件の調査
- ⑧ 貧血検査 (赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値、網状赤血球数、血清鉄等)
- ⑨ 赤血球中のプロトポルフィリンの量の検査
- ⑩ 神経内科学的検査 (筋力検査、運動機能検査、腱反射の検査、感覚検査等)

### ◆自覚症状または他覚症状

自覚症状または他覚症状について、医師が次の項目のすべてをチェックしなければなりません。

1. 食欲不振、便秘、腹部不快感、腹部の<sup>せん</sup>疝痛等の消化器症状
2. 四肢の伸筋麻痺または知覚異常などの末梢神経症状
3. 関節痛
4. 筋肉痛
5. 蒼白
6. 易疲労感
7. 倦怠感
8. 睡眠障害
9. 焦燥感
10. その他

### ◆代謝物検査に関する血液または尿の採取時期

血液または尿の採取時期は、当該作業に従事している期間であれば任意の時期で差し支えありません。

## (4) 管理区分

管理区分		初 見	措 置
A	A1	検査項目すべてが正常範囲であり、鉛の影響に見られる自・他覚症状が認められないもの	特に必要としない
	A2	鉛暴露が軽度（表2の分布2の前半に属するもの）、または、中等度に認められるが、鉛影響と見られる自・他覚症状が認められないもの	作業管理検討 （作業に注意 個人防衛励行）
B	B1	① 鉛暴露が軽度（表2の分布2の前半に属するもの）、または中等度（表2の分布2の後半に属するもの）に認められ、鉛による自・他覚症状が認められるもの ② 鉛暴露が高度（表2の分布3に属するもの）に認められるが、鉛による自・他覚症状が認められないもの	①作業条件の調査 その他医師の必要と認める調査 ②作業環境検討 ③作業管理検討
	B2	鉛暴露が高度（表2の分布3に属するもの）に認められ、鉛による高度の自・他覚症状が認められるもの	上記B <sub>1</sub> の措置とあわせ、専門医による精密検査

管理区分	初 見	措 置
C	鉛による中毒と認められ、治療を要するもの	要治療（注）
T	鉛によらない他の原因の疾病又は異常が認められる場合	要治療 要観察
R	鉛による疾病又は異常とは認められないがこのまま鉛作業を続ければその病気が増悪するおそれがあるもの	作業時間の制限 配置転換

注：管理Cの人が「業務上の疾病」と認められるためには「鉛、その合金又は化合物（四アルキル鉛を除く）による疾病の基準について」（昭和46.7.28.基発550号）の要件が満たされていることが必要です。

**表2.**

検 査 内 容	単 位	分 布		
		1	2	3
血液中の鉛の量	$\mu\text{g}/\text{d}\ell$	20 以下	20 超 40 以下	40 超
尿中のデルタアミノレ ブリン酸の量	$\text{mg}/\ell$	5 以下	5 超 10 以下	10 超
赤血球中のプロトポル フィリンの量	$\mu\text{g}/\text{d}\ell$ 赤血球	100 以下	100 超 250 以下	250 超

### （5）事後措置

鉛健康診断の結果、管理区分が決定されるが、これだけで健診の目的が達せられたわけではありません。必ず管理区分にしたがって措置しなければなりません。又、他の健康診断の結果を総合して、各人の現在の健康状態を確認し、異常のない者は、安心して働けることを自覚させ、所見のある者に対しては、それぞれの所見、管理区分に応じた適切な指示（例えば、管理Bの者については、作業上の注意、個人防護の徹底、要治療者には、専門医への受診等）を与えて下さい。

同一の作業場に管理Cの者が発見された場合、または、管理Bの者が複数発見された場合等では、作業場の作業環境を測定し、作業方法を検討する等衛生管理につとめて下さい。